



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

129	和歌山県防災ヘリコプター運航管理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(災害対策課).....	1
*130	昭和45年和歌山県告示第805号(和歌山県民文化会館使用料および賃貸料の徴収事務の委託)の廃止	(文化学術課).....	3
131	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
132	平成31年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理(植栽管理及び清掃)業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(食品・生活衛生課).....	4
133	救急病院の認定	(医務課).....	6
134	和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(農林水産総務課).....	6
135	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	8
136	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	9
137	〃	(〃).....	9
138	〃	(〃).....	9
139	〃	(〃).....	9
140	〃	(〃).....	9
141	保安林予定森林	(〃).....	10
142	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	10
○ 公告			
	入札公告	(災害対策課).....	10
	〃	(農林水産総務課).....	13
	〃	(総務事務集中課).....	16
○ 諸報			
	政府調達に関する苦情の申立ての受理	(和歌山県政府調達苦情検討委員会).....	19

告 示

和歌山県告示第129号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県防災ヘリコプター運航管理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県防災ヘリコプター運航管理委託業務（2の（4）において「委託業務」という。）

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県防災ヘリコプター運航管理委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を受けている者であること。

(3) 航空法第20条第1項第3号又は第4号の認定を受けた事業場を保有している者、過去5年間で、ベル式412EP型ヘリコプターの耐空証明を受けた実績がある者、又はベル式412EP型ヘリコプターの整備（保守・修理）若しくは改造を実施した実績がある者であること。

(4) 仕様書に定める操縦士等の有資格者を委託業務における運航要員及び代替要員として配置することができる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業概要調書

ウ 業務実績調書

エ 使用印鑑届

オ 役員等に関する調書

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 個人にあつては、在州市町村が課する個人住民税に未納がないことを確認できる納税証明書

シ 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ス 2の（2）から（4）までに掲げる要件を満たしていることを証する書類の写し

セ 作業実施計画書

ソ 誓約書

(2) 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発効後3か月以内の原本に限る。

(3) 資格審査申請時点で既に要綱に基づく審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからシまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(4) （1）のアからオまで、セ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は平成31年2月15日（金）から同年3月5日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成31年2月15日（金）午前9時から同月27日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局災害対策課に対し書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成31年2月15日（金）から同年3月5日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県総務部危機管理局災害対策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館3階
- 6 資格審査申請書類に使用する言語
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により平成31年3月19日（火）までに通知するものとする。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成31年4月2日（火）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成31年4月5日（金）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。書留郵便により提出する場合の宛先は、次のとおりとする。
- ア 宛先の名称
和歌山県総務部危機管理局災害対策課
- イ 宛先の所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2262
ファクシミリ番号 073-422-7652
e-mail e0119001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県告示第130号

昭和45年和歌山県告示第805号（和歌山県民文化会館使用料および賃貸料の徴収事務の委託）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第131号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成31年3月1日まで縦覧に供する。

平成31年2月15日

- 1 申請年月日
平成31年2月1日
- 2 名称
特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村
- 3 代表者の氏名
谷進介
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県日高郡美浜町大字三尾778番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、日ノ岬・アメリカ村（三尾地区）を中心とした地域において、地域の再生とふるさと教育に関する事業を行い、地域の振興に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成31年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
平成31年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務
 - (2) 契約期間
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加することができる者は、平成31年2月15日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び同項の規定により排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
 - (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者
 - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者のいずれにも該当しない者であること。
 - (7) 過去5年間に於いて、国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又は民間の機関が設置する施設における和歌山県動物愛護センターが指定する内容の動物管理業務に1年以上従事した経験を有する者

又はこれらの者と同等に動物管理業務を遂行できることを提出書類により確認できる者を2名以上雇用している者であること。

(8) 次に掲げる者を雇用している者であること。

ア 清掃業務について、過去5年間に於いて1年以上の実務経験を有する者

イ 造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者（代表者自身がそれらの資格を有する場合を含む。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

オ 直近の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県）が課する都道府県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（7）及び（8）に掲げる者を雇用していることを証する書類（2の（7）の提出書類を含む。）

(2) (1) のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、和歌山県のホームページに掲載する。

なお、同様のものを平成31年2月15日（金）から同月25日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布する。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成31年2月15日（金）から同月20日（水）までの間に、和歌山県動物愛護センター業務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成31年2月15日（金）から同月25日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、簡易書留により、平成31年2月25日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 入札公告、仕様書等の閲覧方法

平成31年2月15日（金）午前10時から同年3月6日（水）午後5時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山県のホームページに掲載する。

6 資格審査申請書類の配布

和歌山県のホームページに掲載するとともに、次の場所で配布する。

和歌山県動物愛護センター業務課

和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地

郵便番号 640-1251

電話番号 073-489-6500

ファクシミリ番号 073-489-6504

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成31年3月6日（水）までに通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成31年3月15日（金）午後1時までに和歌山県動物愛護センター業務課へ書面等（ファクシミリを含む。）により求めるものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、平成31年3月18日（月）までに書面により回答するものとする。

和歌山県告示第133号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 名手病院

2 所在地 紀の川市名手市場294番地1

3 有効期限 平成34年2月13日

和歌山県告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び履行期限

(1) 業務の名称

和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事

(2) 履行期限

平成32年8月31日（月）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事（以下「本件工事」という。）の履行に当たり、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 下記に掲げる本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。

本件工事に係る設計業務等の受託者：一般社団法人海洋水産システム協会

- (10) 平成21年3月1日（日）から平成31年2月28日（木）までの間に国又は地方公共団体の漁業に関する調査、研究、観測又は実習を目的とした総トン数100トン以上の鋼製漁船を建造した実績を有する者であること。
- (11) 平成28年3月1日（火）から平成31年2月28日（木）までの間に鋼製船舶を建造した実績を有する者であること。
- (12) 本件工事を履行するために必要な船台を現に有し、かつ、当該船台を本件工事の履行のために使用できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 業務概要調書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあっては、当該個人の住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ケ 役員等に関する調書

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（8）に掲げる本件工事の履行に必要な許認可等を受けていること又は必要な官公署への届出等を行っていることを証する書類又はその写し

- ス 船舶建造実績調書（1）（2の（10）の要件を満たすことを証明するもの）
- セ 船舶建造実績調書（2）（2の（11）の要件を満たすことを証明するもの）
- ソ 建造用船台保有状況調書及び建造用船台確保状況調書（2の（12）の要件を満たすことを証明するもの）

(2) (1) のア、イ、カ、ケからサまで及びスからソまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す建造仕様書、一般配置図及びこれらの用紙は、平成31年2月15日（金）から同年3月5日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成31年2月28日（木）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成31年2月15日（金）から同年3月5日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は書留郵便によるものとし、書留郵便による場合は、平成31年3月4日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着すること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館3階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2862
ファクシミリ番号 073-433-3024

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成31年3月26日（火）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

和歌山県告示第135号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第772号	混合有機質肥料	混合有機質肥料321号	窒素全量3.0 りん酸全量2.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成34.3.16

和歌山県 第773号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 331号	窒素全量3.3 りん酸全量3.0 加里全量1.0	公定規格のと おり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後 町四丁目3番4号	平成 34.3.16
---------------	---------	-----------------	--------------------------------	--------------	---------------------------------------	---------------

和歌山県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字逢坂2548の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字倉山2689の27
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第138号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字王子298の9、298の11、298の13
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第139号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字串2735の4、2735の5、2735の8
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町川合字大島1388の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第141号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町竹垣内字円谷404（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第142号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入 札 公 告

和歌山県防災ヘリコプター運航管理委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達役務の名称
和歌山県防災ヘリコプター運航管理委託業務
- (2) 調達役務の実施場所
調達役務の実施場所は、次のとおりとする。ただし、運航及び防災ヘリコプターに搭乗して行う整備点検並びに県の指示により整備工場等において行う整備点検業務及び訓練業務においては、この限りでない。
ア 名称 和歌山県防災航空センター
イ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町3031番地56
- (3) 調達役務の期間
平成31年4月1日（月）から平成32年12月31日（木）まで
- (4) 最低制限価格
無
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成31年和歌山県告示第129号に規定する和歌山県防災ヘリコプター運航管理委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館3階
和歌山県総務部危機管理局災害対策課
 - (2) 期間
平成31年2月15日（金）から同年3月5日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、平成31年2月15日（金）午前9時から同月27日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局災害対策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
質問の宛先は、13の（1）に示すとおりとする。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館2階 205号室
イ 入札日時
平成31年3月20日（水）午前11時
ウ 開札場所
アに同じ。
エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成31年3月20日（水）午前9時30分までに和歌山県総務部危機管理局災害対策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局災害対策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局災害対策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0119001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札は、平成31年2月和歌山県議会において、平成31年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

(3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Disaster prevention helicopter flight management operation in Wakayama prefecture

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 20 March 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 20 March 2019)

(3) Contact point for the notice :

Emergency Response Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori,
Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2262

FAX 073-422-7652

e-mail e0119001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度から平成32年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事

(3) 業務の仕様等

ア 船種及び数量

第三種漁船 1隻

イ その他の仕様

入札説明書、建造仕様書及び一般配置図（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 履行期限

平成32年8月31日（月）

(5) 納入場所

和歌山県内の県が指定する場所

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成31年和歌山県告示第134号に規定する和歌山県漁業調査船「きのくに」代船建造工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

(2) 期間

平成31年2月15日（金）から同年3月26日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) （1）及び（2）の規定により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、平成31年2月15日（金）から同月28日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県農林水産総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室

イ 入札日時

平成31年3月27日（水）午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年3月26日（火）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 支払条件

前払金 有

部分払 有

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

要

14 落札決定後から本契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定

める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

15 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県農林水産総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862（直通）

ファクシミリ番号 073-433-3024

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

(4) この一般競争入札は、平成31年2月和歌山県議会において、平成31年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured :

Fisheries research vessel 1 unit

(2) Date and time for tender :

10:30 a.m. 27 March 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 26 March 2019)

(3) Contact point for the notice :

Agriculture, Forestry and Fisheries General Affairs Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2862

FAX 073-433-3024

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成31年度 調達案件番号20180044683号

(2) 調達案件名

和歌山県広報紙「県民の友」印刷

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報紙「県民の友」印刷 1式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成31年2月15日（金）から同年3月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成31年3月15日（金）午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成31年3月14日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成31年3月14日（木）午前9時から同月15日（金）午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

" Kenmin no Tomo " Printing : 1 Unit

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 15 March 2019

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2291

FAX 073-441-2288

諸 報

政府調達に関する苦情の申立ての受理

和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年和歌山県告示第513号)5(6)の規定により、次のとおり苦情の申立てを受理した。

平成31年2月15日

和歌山県政府調達苦情検討委員会

- 1 苦情の受付番号

第1号

- 2 苦情申立人

三井物産エアロスペース株式会社

- 3 苦情に係る調達機関名及び調達物品名

- (1) 調達機関名

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

- (2) 調達物品名

和歌山県防災ヘリコプター

- 4 苦情の概要

入札説明書等に記載のない事項により入札参加資格を評価しており、政府調達に関する協定を改正する議定書に違反していることから、再度調達を行うことを関係調達機関に提案することを求める。

- 5 苦情処理手続への参加を希望するものが委員会へ通知しなければならない期日

当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって、当該苦情処理手続に参加を希望するものは、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって、次の期日までに参加の意思を当委員会宛て通知すること。

(1) 期日

平成31年2月20日 (水)

(2) 通知先

和歌山県政府調達苦情検討委員会事務局 (和歌山県会計局会計課)

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地